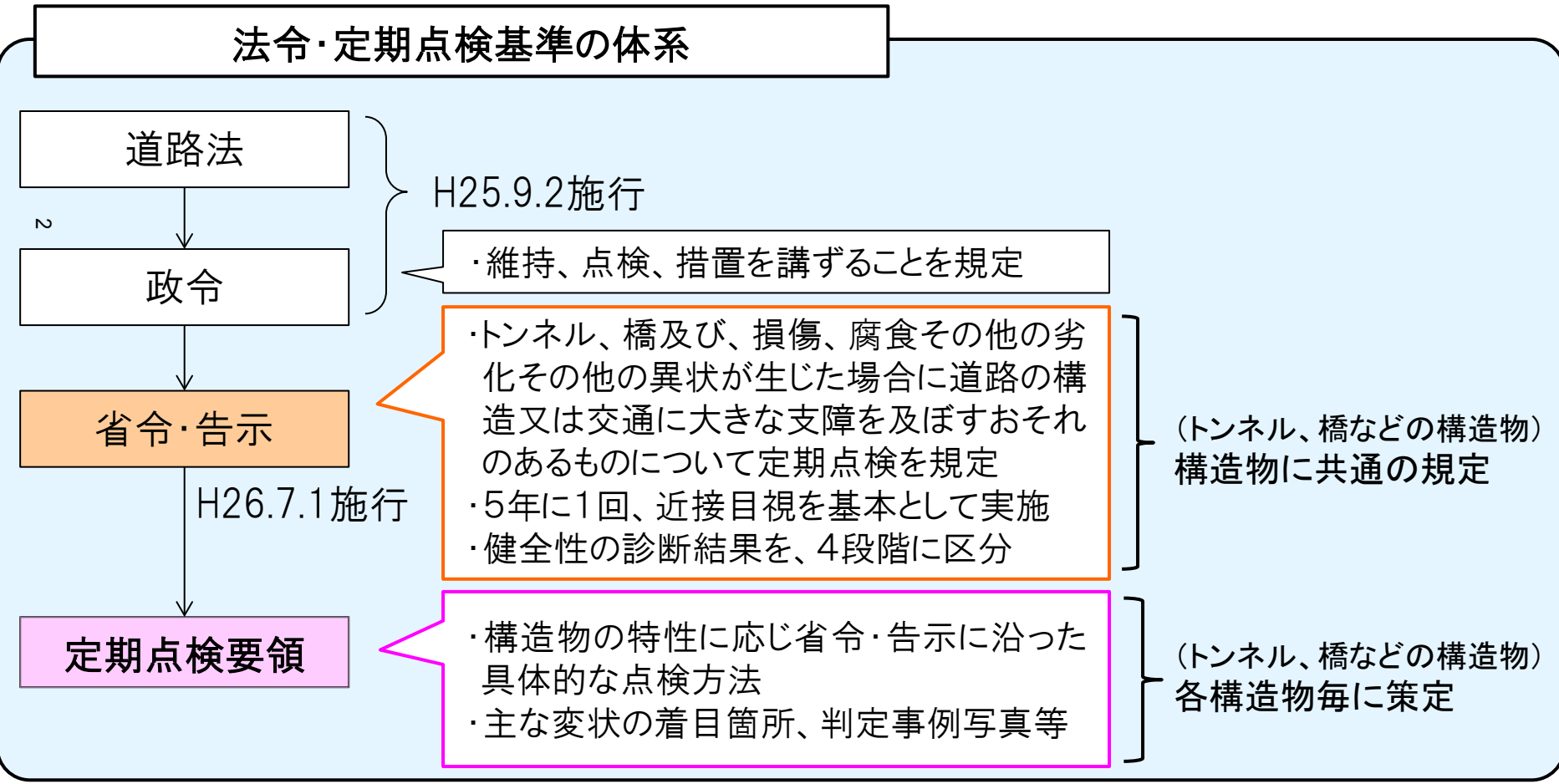


道路鉄道連絡会議の概要

1

省令・告示・定期点検基準の体系

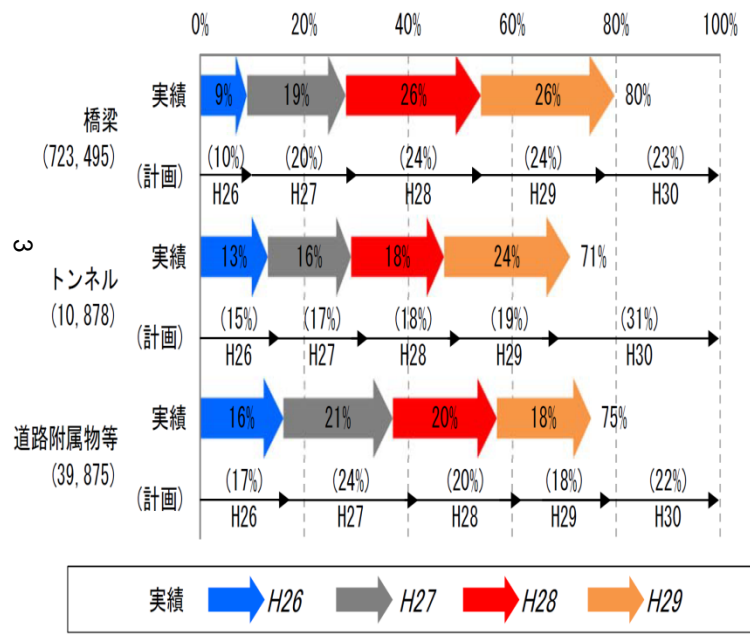
- ① 省令・告示で、年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



平成26～29年度橋梁点検結果(全道路管理者)

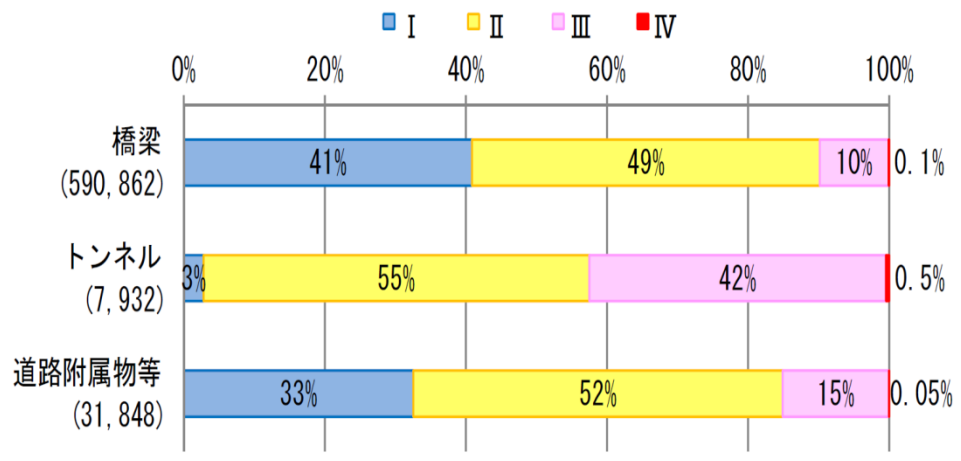
○ H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26～29年度で橋梁 約80%、トンネル約71%、道路附属物等 約75%の点検が完了。
 ○ 点検を実施した橋梁のうち、約11%は早期に修繕が必要。

点検実施率



※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果



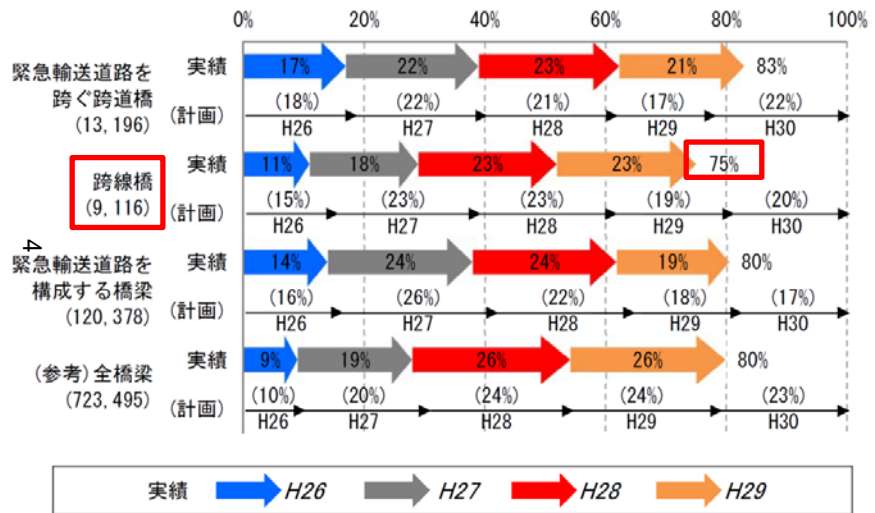
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

平成26～29年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

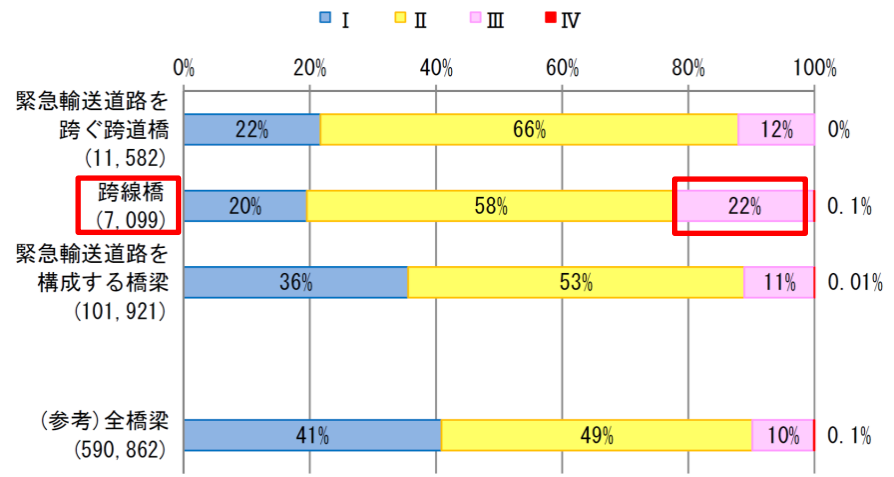
○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約75%であり、点検した跨線橋のうち約22%は早期に修繕(Ⅲ)が必要。

点検計画と点検実施率



※点検計画は平成26年12月時点で策定
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果 (H26～29累積)

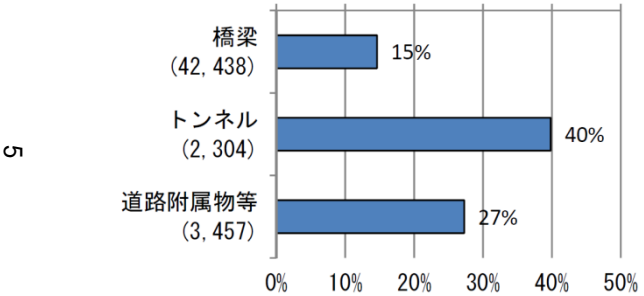


修繕実施状況(平成26～28 年度点検施設)

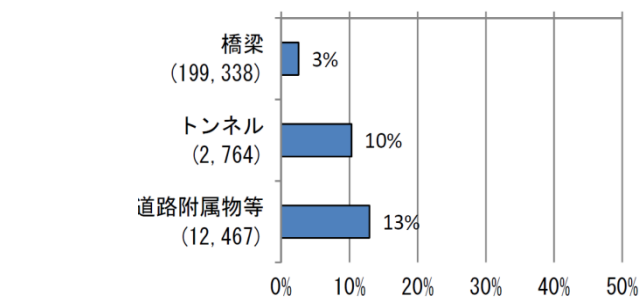
○ 平成26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点で、国土交通省管理で62%、地方公共団体管理で10%程度。
 ○ ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。

判定区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの措置(全道路管理者)

○事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕)



○予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)



※平成26～28年度に判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、修繕(設計を含む)に着手した割合(H30.3 末時点)

判定区分Ⅲ・Ⅳの措置(道路管理者別)

道路管理者	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率 (B/A)						H26～28 平均
				0%	20%	40%	60%	80%	100%	
国土交通省	H26	765	572	75%						62%
	H27	548	342	62%						
	H28	684	319	47%						
高速道路会社	H26	298	180	60%						36%
	H27	397	132	33%						
	H28	479	110	23%						
都道府県・政令市等	H26	3,528	471	13%						9%
	H27	4,135	414	10%						
	H28	4,873	288	6%						
市町村	H26	5,130	1,064	21%						13%
	H27	9,550	1,223	13%						
	H28	12,051	1,089	9%						

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
(衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
○ (参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の概要

通達本文

- ①点検計画の協議にあわせ、点検結果を踏まえた修繕工事の協議開始時期や工事実施時期等について、あらかじめ協議
- ②緊急に修繕工事を行う必要が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じることを鉄道事業者に確認
- ③点検計画、修繕工事計画について、地方整備局(メンテナンス会議会長)が一括して協議
- ④協議の実施にあたり、「道路鉄道連絡会議(仮称)」を設置

(別紙1)

確認書(案)

- メンテナンス会議会長と鉄道事業者が一括協議して文書で確認するための「確認文書(案)」を添付

(別紙2)

協定書(案)

- 修繕工事実施前に各道路管理者と鉄道事業者が個別に協議を行う際の雛形として「協定書(案)」を添付

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社		<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">道路メンテナンス会議</p> <p style="text-align: center; color: blue;">【都道府県単位で設置済み】</p> </div>				跨道橋 連絡会議	(仮称) 道路鉄道 連絡会議
直轄						【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】	【道路メンテナンス 会議の下部組織】
公社						<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所
都道府県 市区町村							
道路法外	その他	個別協議				_____	_____
	鉄道	(仮称) 道路鉄道連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】	<事務局> 国道事務所		_____	_____	

対象施設・構成員・役割

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)

構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

規約の改正

主な改正点

- ・別表－1 兵庫県道路鉄道連絡会議 構成員
所属名の変更と追加

兵庫県道路鉄道連絡会議規約(案)

(名 称)

第1条 本会は「兵庫県道路鉄道連絡会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正(平成28年10月28日付け国土交通省 国道国発第129号道路局長通達)に基づき設置するもので、兵庫県内の高速道路、一般国道、県道及び市町道における鉄道を跨ぐ全ての道路橋(以下、「跨線橋」という。)の安全性の確保及び計画的かつ効率的な管理を実現することを目的とし、「兵庫県道路メンテナンス会議」の下部組織として設置する。

(事 業)

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 跨線橋の維持管理に係る意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関すること、対外協議に関すること等)・情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関すること。
- (2) 跨線橋の点検、修繕計画等の調整に関すること。
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等)に関すること。
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする)

規約の改正

(構成)

第4条 会議には、会長及び副会長を5名置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

2 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

3 会長は、必要に応じて会員以外の者でメンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席を求めることができる。

(書面決議)

第5条 会議において決議が必要な場合、会長の判断により、会議を開催せずに書面評決により議決することができる、多数決をもって成立とする。

(開催頻度)

第6条 会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(事務局)

第7条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年1月30日から施行する。

平成30年2月16日に改正する。

平成31年3月 日に改正する。

規約の改正

別表-1

兵庫県道路鉄道連絡会議 構成員

会員

所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	事務所長 会長
	” ” 姫路河川国道事務所	事務所長 副会長
	” ” 豊岡河川国道事務所	事務所長 副会長
	” 近畿運輸局 鉄道部 技術課	課長 副会長
県	兵庫県 県土整備部 土木局 道路企画課 高速道路推進室	室長
	” ” ” 道路街路課	課長
	” ” ” 道路街路課	街路担当参事
	” ” ” 道路保全課	課長 副会長
市町	神戸市 建設局 道路部 工務課	課長
	姫路市 建設局 道路管理部 長寿命化推進課	課長
	尼崎市 都市整備局 土木部 道路維持担当課	課長
	明石市 都市局 道路安全室 道路整備課	修繕担当課長
	西宮市 土木局 道路部 道路補修課	課長
	芦屋市 都市建設部 道路課	課長
	伊丹市 都市交通部 道路室 道路保全課	課長
	相生市 建設農林部 都市整備課	課長
	豊岡市 都市整備部 建設課	課長
	加古川市 建設部 道路保全課	課長
	赤穂市 建設経済部 建設課	課長
	宝塚市 都市安全部 建設室 道路管理課	課長
	高砂市 まちづくり部 土木管理室 建設課	課長
	川西市 みどり土木部 道路公園室 道路管理課	課長
	小野市 地域振興部 道路河川課	課長
	三田市 地域振興部 地域整備室 道路河川課	課長
	篠山市 まちづくり部 地域整備課	課長
	養父市 まち整備部 建設課	課長
	丹波市 建設部 道路整備課	課長
	朝来市 都市整備部 建設課	課長
	加東市 都市整備部 土木課	課長
	播磨町 土木グループ	統括
	福崎町 まちづくり課	課長
	神河町 建設課	課長
	太子町 経済建設部 まちづくり課	課長
	香美町 建設課	課長
	公社	兵庫県道路公社 技術部
神戸市道路公社 道路管理部 管理課		課長

	所 属	役職	備考
高速道路会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 大阪高速道路事務所	副所長	
	” ” 神戸高速道路事務所	副所長	
	” ” 福崎高速道路事務所	副所長	
	” ” 姫路高速道路事務所	副所長	
	” ” 第二神明道路事務所	副所長	
鉄道	阪神高速道路株式会社 神戸管理部 保安全管理課	課長	
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	副所長	
	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 施設課	土木担当課長	
	西日本旅客鉄道株式会社 福知山支社 総務企画課		
	日本貨物鉄道株式会社 関西保全技術センター	所長	
	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 技術部 土木技術担当	課長	
	阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部 工務部 施設課	課長	
	山陽電気鉄道株式会社 鉄道事業本部 技術部	施設課長	
	神戸電鉄株式会社 鉄道事業本部 技術部 (土木担当)	課長	
	神戸新交通株式会社 運輸技術部	土木担当課長	
	神戸市交通局 高速鉄道部 施設課	計画担当課長	
智頭急行株式会社 運輸部 施設課	施設課長		
能勢電鉄株式会社 鉄道事業部・土木課	課長		

オブザーバー

	所 属	役職
国	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	” ” ” 地域道路課	課長
高速	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部	調査役
鉄道	北近畿タンゴ鉄道株式会社 本社	施設統括本部長
	WILLER TRAINS株式会社 工務部 施設課	課長

事務局

	所 属	担当
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 管理第二課	主担当
	” ” 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	副担当
	” ” 豊岡河川国道事務所 道路管理課	副担当
	” 近畿運輸局 鉄道部 技術課	副担当(連絡調整)
県	兵庫県 県土整備部 土木局 道路街路課 街路班(市町道担当)	副担当
	” ” ” 道路街路課 国道・橋梁班	副担当
	” ” ” 道路保全課 保全班	副担当
市	神戸市 建設局 道路部 工務課	副担当
高速	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所 統括課	副担当
	阪神高速道路株式会社 神戸管理部 保安全管理課	副担当